

## 保育・乳幼児教育における子どもの権利論の変遷 —雑誌「幼児の教育」1980年～2000年分析から—

A Historical Analysis of the Discourse on Children's Rights in Early Childhood Education and Care: A Study of the Journal "Yoji no Kyoiku" from 1980 to 2000

矢野 景子  
YANO Keiko

### 要 旨

本研究は、日本の保育・乳幼児教育における子どもの権利思想が、どのように形成されたのかの変遷を明らかにすることを目的とし、「児童の権利に関する条約」の批准前後である1980年代から1990年代までの雑誌「幼児の教育」の記事から、時系列による言説の分析を行った。その結果、1980年代は、(1) 乳幼児人口の減少や経済状況の変化を背景に、幼児教育の本質や質の向上に対する関心が高まったこと (2) 保育者の役割として、保育者は、子どもを尊重し、対等な関係を築くことが重要とされる一方で、子どもを指導する役割も担うという複雑な立場に置かれたこと (3) 平和教育として、国際平和年を機に、幼児期からの平和教育の重要性が強調されたこと (4) 子どもの権利の萌芽として、ヤヌシュ・コルチャックの思想が紹介され、子どもの権利に対する関心が深まり始めたこと、が明らかになった。また、1990年代は、(1) 1989年の児童の権利に関する条約採択後、日本でも1994年に批准され、保育現場でも「子どもの権利」に関する議論が活発化したこと (2) 保育における子どもの権利保障として、保育の現場で、子どもの権利をどのように保障していくかという具体的な検討が始まったこと (3) 「子どもの最善の利益」が、子どもの権利に関する議論の中心的な概念となったこと (4) 國際的な視点として、OMEP世界大会の開催など、国際的な動向を意識した保育のあり方が模索されたこと (5) 最後に21世紀への展望として、「児童の世紀」を振り返り、21世紀の幼児教育のあり方が議論されたこと、が明らかとなった。1980年代から1990年代にかけて、日本の保育・乳幼児教育は、経済状況の変化、国際的な動向、そして「児童の権利に関する条約」の批准という大きな影響を受け、大きく変容した。特に、子どもの権利という概念が導入され、保育者の意識や保育のあり方への模索につながったことが示唆された。

## I. 問題と目的

令和4年6月に成立、令和5年4月施行されたこども基本法の目的は「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのつとり、次代の社会を担う全てのこども<sup>(注1)</sup>が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。」<sup>1)</sup>と記されており、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、基本理念では「①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別の取扱いを受けることがないようにすること②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのつとり教育を受ける機会が等しく与えられること③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備」<sup>2)</sup>とされ、権利の主体としてのこどもが基本理念に位置付けられた。こども大綱では、「国は、これらの基本理念にのつとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない（第9条第1項）。」<sup>3)</sup>と示され、こども施策に関する基本的な方針やこども施策に関する重要事項をあげ、こども施策を推進する基本方針を掲げた。

一方、国際的な動向としては、「OECD education 2030」<sup>4)</sup>に示されるように、教育は新たなフェーズに入り、キー・コンピテンシーの一つには権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力<sup>5)</sup>が示されている。つまり、権利を擁護される対象としての「こども」ではなく、子ども自身が権利の主体であることを「理解し、表明する力を發揮することができるこども」の段階が示されている。

また、保育者養成段階における教育においても、子どもの権利の理解については概念の理解にとどまらない、実践的な課題を残している（矢野他, 2023）<sup>6)</sup>。これからの保育・乳幼児教育<sup>(注2)</sup>における子どもの権利に基づく教育の質の向上への課題の検討に向けて、歴史的な変遷を整理することはその源流から新しい課題への照射につながると考える。本研究は、保育・乳幼児教育における子どもの権利の変遷から、児童の権利に関する条約批准の前後の時期に保育・乳幼児教育において子どもの権利がどのように位置づけられてきたのかを明らかにすることを目的とする。

## II. 方法

### (1) 分析対象：「幼児の教育」について

「幼児の教育」は、1901（明治34）年にお茶の水女子大学より創刊され、日本最古の幼児教育研究雑誌である。『婦人と子ども』（Vol.1 No.1～Vol.18 No.12）『幼児教育』10（Vol.19 No.1～Vol.23 No.6）『幼児の教育』（Vol.23 No.7～Vol.52 No.12）『幼児の教育』11（Vol.53 No.1～）と雑誌名を変更している。本研究では、「幼児の教育」と表記する。























- 58) 津守真. (1996). エレン・ケイ『児童の世紀』を読む（2）—「子ども固有の世界」を尊重すること—.  
お茶の水女子大学『幼児の教育』編集委員会. 幼児の教育：子ども学の源流を次世代につなぐ95(5). p.8
- 59) 小川博久. (1997). 具体的体験世界の中での人間形成を. お茶の水女子大学『幼児の教育』編集委員会.  
幼児の教育：子ども学の源流を次世代につなぐ96 (7). p.10

#### 付記

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。